令和３年度

年　度　経　営　計　画

大阪信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Osaka

1. 業務環境

大阪府内の景気動向は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状態にあります。

政府のいわゆる「Go To キャンペーン」をはじめとする各種コロナ経済対策等によりやや持ち直しつつあった景気動向は、感染拡大の影響により、再び先行きが不透明な状況となっています。このような状況が長期化することにより、企業倒産の増加に繋がる恐れもあり、引き続き予断を許さない情勢にあります。

2. 業務運営方針

大阪府内の中小企業者を取り巻く環境を踏まえ、ウィズコロナ、ポストコロナへ対応するため変革に挑戦し商機を探る中小企業者に対して、金融機関をはじめ関係機関と連携・役割分担を図りながら、安定的な資金調達支援、経営改善支援を実施します。

このほか、地域活力の創造、再生を促し、持続可能な社会を実現する観点から、中小企業者のライフステージに応じた支援に積極的に取組みます。

また、新しいビジネス方式が「ニューノーマル」として急速に広がっており、非対面・非接触を基本とする社会的変化を踏まえ、「スピード」と「柔軟性」をもって業務全般の電子化を推進します。加えて、顧客の利便性向上の観点から、保証申込書類の簡素化に取組みます。

令和 3 年度は、以上の点を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症が次第に収束、鎮静化することを期待し、役職員一丸となって、以下に掲げる項目を柱に積極的に取組んでまいります。

1　適正保証の推進と安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り支援

- 役職員による金融機関訪問･面談および説明会を従来の対面方式に加え、オンラインツールを活用するなどして実施し、日常的な対話を通じて金融機関と適正なリスク分担に努めます。
- ウィズコロナ、ポストコロナへ対応するため変革に挑戦し商機を探る中小企業者に伴走する金融機関との連携を通じて、事業内容や成長可能性に着目するなどし、提携保証を中心に、迅速な資金調達支援を行います。
- 創業期の資金ニーズや、我が国の喫緊の課題である事業承継において必要となる資金等、中小企業者のライフステージにおける多様な資金需要に対してきめ細やかに対応し、安定的な資金供給を支援します。

- 伴走支援型特別保証、経営力強化保証、経営改善サポート保証および条件変更改善型借換保証等の経営改善に係る保証制度を推進することにより、中小企業者の資金繰り改善を支援します。
- 大規模な自然災害等が発生した際には、セーフティネット保証等の政策保証を活用し、迅速な資金提供、柔軟な対応に努め、中小企業者に対する資金供給の下支えを行います。
- 顧客の利便性向上の観点から、保証申込書類の簡素化に加え、押印省略を促進します。

2 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進と地方創生への貢献

1）経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進

- 金融機関をはじめ関係機関と連携のうえ、創業と事業承継に関するイベントを開催し、創業予定者、創業期にある中小企業者や事業承継に課題を抱える中小企業者に対して、専門家による相談やノウハウの提供を行うとともに、創業や事業承継に関する保証制度を案内します。また、創業計画作成支援に関する講座・セミナーの実施等により、創業予定者や創業保証利用先、女性起業家に対する支援を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者を積極的に支援するために、金融機関、関係機関および他の信用保証協会と連携して、ビジネスフェアを開催し、中小企業者の販路拡大、企業間連携および情報交換の場を提供します。
- 大阪府中小企業支援ネットワーク会議を開催し、金融機関をはじめとした関係機関と経営支援等の取組みに関する情報共有を図り、中小企業者に対する支援環境の整備に努めます。また、経営サポート会議を通じ、個々の中小企業者が抱える経営課題を金融機関と共有し、経営改善サポート保証の活用等により、中小企業者の経営改善および金融機関取引の正常化支援に努めます。
- 保証利用先への企業訪問やオンラインツールを利用した面談などを通じ、顧客のニーズや経営課題を的確に把握し、顧客の実情に応じた保証制度、経営支援や事業承継支援に係る情報の提供に努めます。加えて、中小企業経営診断システム（McSS）による財務診断サービスの提供に努めます。
- 事業承継や生産性向上等の経営課題を有する保証利用先に対して、経営サポート事業（専門家派遣・フォローアップなど）を活用し、その課題解決を支援します。
- 中小企業者の金融取引の正常化支援を目的として、経営課題や顧客ニーズを把握し、資金繰り改善のための借換を提案します。
- 意欲をもって事業を継続し、雇用を確保しながら、誠実な返済を進める中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会をはじめとする支援機関と連携し、求償権放棄・不等価譲渡・求償権消滅保証による再生支援のほか、経営者保証ガイドライン適用による保証債務免除に適切に取組みます。

2）地方創生等への貢献

- 中小企業者のイノベーションや経営改善による成長、事業承継および創業・第二創業に資することを目的としたファンドへの出資を通じて、ファンド運営会社（GP）等との連携により、地方創生等への貢献に努めます。
- SDGs や社会貢献活動を意図した取組みを当協会が率先して実施することで、中小企業者への SDGs の普及、マインドの醸成に努めます。

3 求償権管理の強化・効率化

- 期中管理部門において把握した債務者等の資産・収入状況等の情報を活用し、効果的な回収に速やかに着手します。
- 保証協会サービサーを活用し、債務者等の状況に応じたきめ細やかな対応を行い、管理強化を図ります。
- 定期弁済を継続している連帯保証人に対する一部弁済による連帯保証債務免除の活用や、回収見込みのない求償権に対する管理事務停止および求償権整理の促進など、求償権のスリム化を図ることにより、回収可能な求償権に注力できる態勢を整えます。

4 経営基盤等の強化・充実

- 協会の円滑な業務運営の基礎となる優秀な人材を確保するため、採用活動に注力します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を回避する観点からオンラインツールの活用を含め、多種多様な研修の実施により人材育成に努めます。
- ウィズコロナ・ポストコロナへの対応として、既存事務所の有効活用と合わせて、テレワーク等が可能となる環境整備に努めます。加えて、男女の区別なく活躍できる組織とするため、引き続き役職員の意識改革に取組み、職員がいきいきと働ける環境づくりに努めます。
- 感染症を含む緊急事態発生時に適切な対応ができるよう、事業継続計画（BCP）の充実を図り、平常時対応・緊急事態対応の周知に努めます。また、避難訓練、安否確認訓練等を実施し実効性を高めることにより、危機管理態勢の維持・強化を図ります。
- コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス態勢の維持・向上を図ります。

5 顧客サービスの向上、広報の強化・充実

- 顧客満足度向上のための取組みを顧客サービス向上委員会にて共有し、業務改善、職員の接遇・接客マナーの向上を図ります。また、イベント参加者や各種経営支援を受けた顧客からの意見を踏まえ、必要に応じて、イベント内容や経営支援メニューの充実に努めます。
- Web サイトや LINE 等の各種広報媒体を利用し、当協会の信用保証制度や経営支援等の取組みを中小企業者や金融機関等にわかりやすくかつタイムリーに提供します。また、認知度向上のため広報手段の充実を図るなど、広報相手方に応じた情報発信力の強化に努めます。

6 コンピュータシステムの安定運用、機能強化と保証業務の電子化

- 保証協会コンピュータサービス㈱と連携し、引き続き ORBIT システムの安全かつ安定的な運用に努めます。加えて、オンラインツールの利用を拡充し、テレワークや非対面・非接触の業務運営に向けて環境を整備します。
- 顧客や金融機関の利便性向上の観点から、全国信用保証協会連合会が主体となって取り纏めている保証申込の電子化について、関係機関と連携を強化し、早期実現に向けて注力します。

3. 主要業務数値計画

令和３年度の保証承諾等の主要業務数値計画は、以下のとおりです。

	計画額	対前年度計画比
保　証　承　諾	1 兆円	125.0%
保証債務残高	3 兆 6,800 億円	179.5%
代　位　弁　済	600 億円	150.0%
回　　収	95 億円	92.2%

以上